

第114回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2021年3月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
帝国ホテル東京
本館2階「孔雀西の間」

郵送およびインターネットによる議決権行使期限
2021年3月22日（月曜日）午後5時まで

定時株主総会における新型コロナウイルス感染症
への対応については6ページをご参照ください。

目次

株主の皆様へ	P1
第114回 定時株主総会招集ご通知	P2
株主総会参考書類	P7
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役4名選任の件
第3号議案	補欠監査役1名選任の件
第4号議案	会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の報酬枠設定の件
(添付書類)	
事業報告	P19
連結計算書類	P42
計算書類	P45
監査報告書	P48

株主様向け展示試飲会中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定時株主総会終了後に開催しておりました「株主様向け展示試飲会」を昨年に引き続き中止いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

オエノンホールディングス株式会社

証券コード：2533



代表取締役社長 にし なが ゆう じ 西永 裕司

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第114回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社グループはグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。

その中において、お客様に「安心」・「安全」をお届けすることを第一に考え、グループの普遍概念である「顧客志向」・「収益志向」に則り事業活動を行い、併せて「将来価値の共創」に資する取組みを進めております。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、「焼酎事業に集中」・「アルコール事業 販売の拡大」・「生産改革」・「酵素医薬品事業の新展開」・「CRE戦略」という「長期ビジョン100」の5本の柱を軸とし、2023年までの5カ年計画「中期経営計画2023」の実現に向け邁進してまいります。

コロナ禍での環境の変化を好機と捉え、グループ従業員一人ひとりが「新たな挑戦」を打ち出し、従来とは違う新しい視点で物事に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年3月

グループ企業理念

自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、
人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。

社名の由来 すべてのものをお酒に変える力を持つという伝説の女神、「オエノ」。

ギリシャ・ローマ神話では「オエノ」は酒神「バックス」にその力を授けられました。

いつまでもお客様と喜びを共有するために、新しい商品・サービスを常に提供していきたい。

——これがオエノグループの理念です。

バイオ技術の象徴である「オエノ」をいしずえとし、この理念を実現するために、

バイオ技術をベースとしたさらなる事業の展開（「オン」）を目指し商号としました。

(証券コード: 2533)

2021年3月4日

株 主 各 位

東京都墨田区東駒形1丁目17番6号
オエノンホールディングス株式会社
代表取締役社長 西永 裕司

第114回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年3月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 帝国ホテル東京 本館2階「孔雀西の間」
3. 会議の目的事項

報告事項	第114期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の報酬枠設定の件
4. 招集に当たっての決定事項

次頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

<インターネットによる開示について>

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載いたします。
- ◎本「招集ご通知」に際して記載すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<https://www.oenon.jp/ir/>）に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会に当日ご出席いただけない方

1 郵送による議決権行使



後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

行使期限 **2021年3月22日（月曜日）午後5時到着分まで**

2 インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、**2021年3月22日（月曜日）午後5時まで**にご行ってください。詳しくは、次頁をご覧ください。

株主総会に当日ご出席いただける方

3 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書による議決権行使

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書		議決権の数	
オエノホールディングス株式会社 御中		株主 〇	
私は、2021年3月23日開催の貴社第114回定時株主総会（継続会または臨時会の場合も含む）における各議案の原案に対し、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。		議決権の数に1単位ごとに1個となります。	
2021年3月 日		お 願 い	
		1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。	
		2. 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めにご投票ください。	
		① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法	
		② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (https://evote.tr.mufig.jp/) にアクセスし、ID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法	
（ご注意） 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。 ※114回定時株主総会		標準日現在のご所有株式数 議決権の数 〇印を記入 見本 ログインID: 5432-9876-2338-DPS 仮パスワード: 123456 オエノホールディングス株式会社	

【議案】

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に必要となる、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

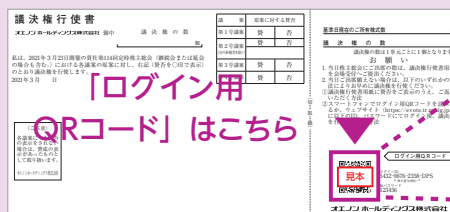
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年3月22日(月)
午後5時まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票（右側）



詳しくは同封の
案内チラシをご覧ください

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の
入力が必要です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を
読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。



株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

以下のいずれかの理由によりRコードによるログインができなかったため、画面の手続きに沿って、議決権行使書に記載されたID・パスワード、もしくは変更後のパスワードをご利用のうえお手続きを進めてください。

- ・パスワードを忘れた
- ・議決権行使済
- ・議決権行使期間外
- ・何らかの理由でID・パスワードが認証できなかった場合

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「利用規定」および「利用ガイド」をご覧ください。

[利用規定](#) [利用ガイド](#)

上記記載内容をご参照される場合には、下の「株主総会に関するお手続き」を押してください。

[株主総会に関するお手続き](#)

機関投資家の皆様へ

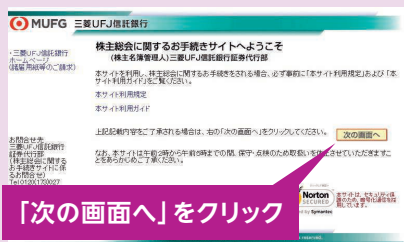
議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

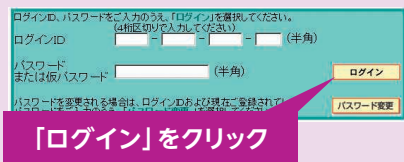


ログインID・仮パスワードを入力する方法

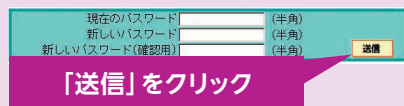
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3. 「現在のパスワード入力欄」「新しいパスワード入力欄」および「新しいパスワード（確認用）入力欄」のすべてに入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

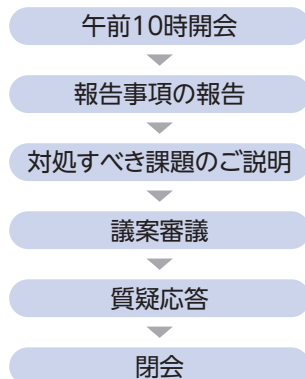
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話：0120-173-027

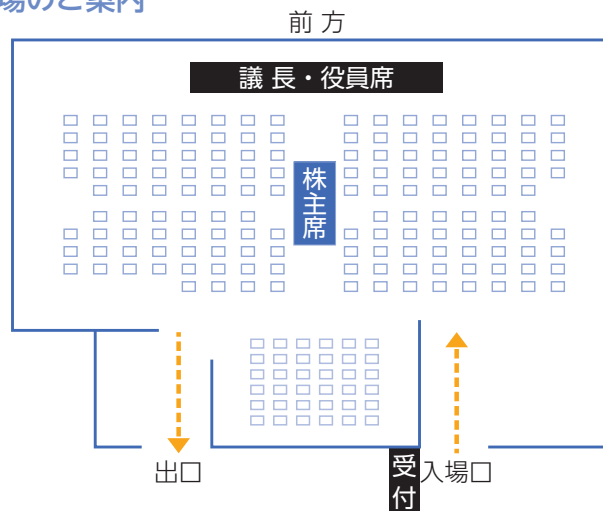
（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

〈ご参考〉 株主総会について

当日の式次第



会場のご案内



—— 定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について ——

- 役員および運営スタッフはマスクの着用など、感染予防対策を実施させていただきます。また会場内のアルコール消毒を徹底いたします。
- 議長・役員席の演台には飛まつ防止のアクリル板を設置した上で、議長はマスクを取り外しての議事進行とさせていただきます。
- 会場の座席は間隔を広げて設置いたします。
- 株主様におかれましてはご自身の体調をご確認の上、感染予防の配慮をお願いいたします。発熱などの症状がある場合はご来場をお控えください。
- 入場に際してはマスク着用、アルコール消毒液による手指消毒、検温の実施にご協力をお願いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の配当にあたっては、当社の業績、連結決算の状況、中長期的な収益状況、設備投資計画、適正な内部留保額、配当性向などを総合的に勘案しながら、継続的・安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の当社および連結の業績と株主の皆様への利益還元の重視に鑑み、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額 419,475,294円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月24日

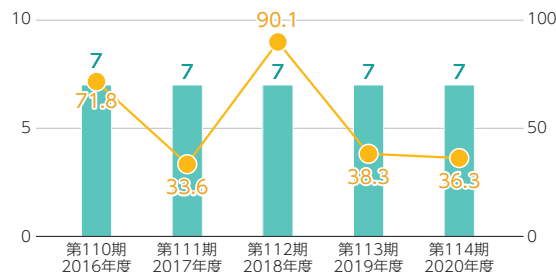
2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

■（ご参考）1株当たり配当金／配当性向

(円) ■ 1株当たり配当金

● 配当性向 (%)



第2号議案 取締役4名選任の件

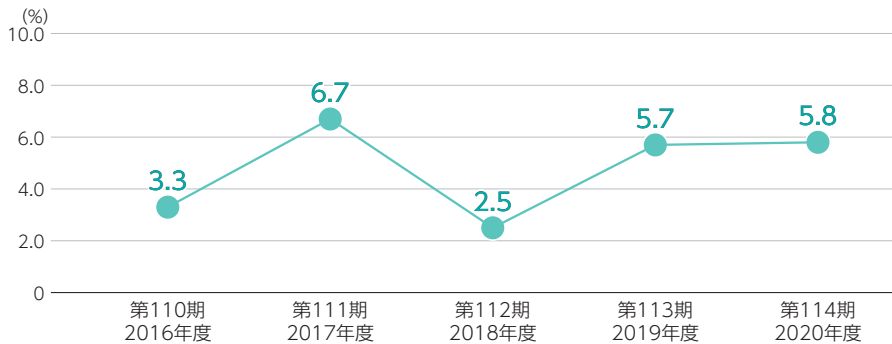
本定時株主総会終結の時をもって、取締役 長井幸夫、西永裕司、菅原栄司、尾崎行正の4氏は任期満了となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席回数
1	なが い ゆき お 長 井 幸 夫 再任	代表取締役会長 グループ経営全般	15回中15回
2	にし なが ゆう じ 西 永 裕 司 再任	代表取締役社長 グループ経営全般 指名・報酬委員会委員 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長	15回中15回
3	すが はら えい じ 菅 原 栄 司 再任	取締役	15回中15回
4	お ざき ゆき まさ 尾 崎 行 正 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員長	15回中15回

注. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。
候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

■（ご参考）自己資本利益率（ROE）



候補者番号

1

再任



なが い ゆき お
長井 幸夫

●生年月日

1945年1月23日生

●在任期間

24年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

428,800株

●略歴並びに当社における地位および担当

1968年	7月	雪印乳業株式会社入社
1996年	4月	当社国際部長
1997年	2月	当社経営企画室長
	3月	当社取締役、ワイン事業グループ副担当
1998年	3月	当社常務取締役
2001年	3月	当社代表取締役社長、経営企画室担当
2005年	3月	当社グループ経営全般(現)
2006年	2月	当社経営戦略企画室担当、コーポレートコミュニケーション室担当
2007年	2月	当社CSR委員会委員長
2011年	2月	当社中期経営戦略策定委員会委員長
2016年	3月	当社代表取締役会長(現)

(注) 本総会議案の取締役選任後、同日に開催される取締役会にて代表権を有さない取締役会長に就任予定です。

●重要な兼職の状況

・合同酒精株式会社 取締役会長

(注) 長井幸夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

●取締役候補者とした理由

長井幸夫氏は、当社グループの事業および会社経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しており、長年にわたり当社の代表取締役として、当社グループの成長と発展に貢献してまいりました。同氏は当社の取締役会長として引き続き取締役会の議長を務め、コーポレート・ガバナンスの強化、取締役会の実効性の向上を通じて、当社グループの企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任いたしました。

候補者番号

2

再任



にしな が ゆう じ
西永 裕司

●生年月日

1965年2月7日生

●在任期間

11年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

161,200株

●略歴並びに当社における地位および担当

1988年	8月	当社入社
2007年	2月	合同酒精株式会社 執行役員
2008年	2月	当社経営戦略企画室部長
2010年	2月	当社グループ管理部門担当、経営戦略企画室長
	3月	当社取締役 合同酒精株式会社 取締役
2011年	2月	当社グループ総務・管理部門担当、 当社中期経営戦略策定委員会事務局長
2015年	3月	当社代表取締役社長(現) 当社グループ経営全般(現) 当社中期経営戦略策定委員会委員長(現) 当社CSR委員会(現CSR・コンプライアンス委員会)委員長(現) 合同酒精株式会社 代表取締役副会長
2016年	3月	合同酒精株式会社 代表取締役社長(現)
	12月	当社指名・報酬委員会委員長
2021年	2月	当社指名・報酬委員会委員(現)

●重要な兼職の状況

- ・合同酒精株式会社 代表取締役社長
- ・福德長酒類株式会社 取締役
- ・秋田県醗酵工業株式会社 取締役
- ・オエノンプロダクトサポート株式会社 取締役
- ・株式会社サニーメイズ 取締役
- ・株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長

(注) 1. 西永裕司氏は合同酒精株式会社の代表取締役社長であり、当社と当社との間には、商標権実施、不動産賃貸借等の取引関係があり、同社は当社と同一の部類に属する事業(不動産事業)を行っております。
2. 西永裕司氏は株式会社オエノンアセットコーポレーションの代表取締役社長であり、当社と当社との間には、商標権実施、不動産賃貸借等の取引関係があり、同社は当社と同一の部類に属する事業(不動産事業)を行っております。

●取締役候補者とした理由

西永裕司氏は、これまでに経営企画・管理・営業・生産の各分野およびグループ会社の経営者を経験し、当社グループの事業および会社経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しております。同氏は当社の代表取締役社長として強いリーダーシップと決断力を発揮しており、経営を統括する者として、経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任いたしました。

招集ご通知

P2

株主総会参考書類
P7

添付書類

事業報告

P19

連結計算書類
P42

計算書類

P45

監査報告書

P48

候補者番号

3

再任



すがはら えいじ
菅原 栄司

●生年月日

1963年2月12日生

●在任期間

2年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

31,200株

●略歴並びに当社における地位および担当

1987年	4月	東洋醸造株式会社(現旭化成株式会社)入社
2008年	2月	福德長酒類株式会社 荏崎工場長
2010年	2月	合同酒精株式会社 清水工場長
2011年	2月	同社 東京工場長
2013年	2月	同社 執行役員(現)
2015年	3月	同社 取締役
2018年	3月	同社 常務取締役
2019年	2月	同社 生産本部長(現)
	3月	当社 取締役(現)
2020年	3月	合同酒精株式会社 専務取締役(現)

●重要な兼職の状況

- ・合同酒精株式会社 専務取締役
- ・オエノンプロダクトサポート株式会社 監査役
- ・ゴーテック株式会社 取締役

(注) 菅原栄司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

●取締役候補者とした理由

菅原栄司氏は、長年にわたり酒類の生産・調達・品質管理の各分野に携わり、豊富な実績と幅広い見識を有しております。同分野に精通する者として経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任いたしました。

候補者番号

4

再任

社外

独立



お ざ き ゆ き ま さ
尾崎 行正

●生年月日

1959年9月2日生

●在任期間

6年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

11,400株

●略歴並びに当社における地位および担当

- | | | |
|-------|-----|---|
| 1989年 | 4月 | 弁護士登録(第一東京弁護士会)
尾崎法律事務所入所 |
| 1992年 | 12月 | 米国ウイスコンシン大学ロー・スクール、マスタ・オブ・アーツ・イン・
リーガル・インスティテュート授位 |
| 1993年 | 1月 | 米国ウイスコンシン州ミルウォーキー市、ゴッドフリー アンド カーン
法律事務所およびニューヨーク州 ニューヨーク市、ケイ・ショーラ・フィ
アマン・ヘイズ アンド ハンドラー法律事務所勤務 |
| | 8月 | 尾崎法律事務所弁護士(現) |
| 2015年 | 3月 | 当社取締役(現) |
| 2016年 | 12月 | 当社指名・報酬委員会委員 |
| 2017年 | 4月 | 日本弁護士連合会常務理事および第一東京弁護士会副会長 |
| 2021年 | 2月 | 当社指名・報酬委員会委員長(現) |

(注)1. 尾崎行正氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 尾崎行正氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員になる予定であります。

●重要な兼職の状況

- ・株式会社サカタのタネ 社外取締役

(注) 当社と株式会社サカタのタネとの間に重要な取引その他の関係はありません。

●社外取締役候補者とした理由

尾崎行正氏は、弁護士の資格を有しており、社内出身者と異なる視点で、独立性をもつて経営の監督をしていただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断し、また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしておりますことから、引き続き社外取締役候補者として選任いたしました。

なお、同氏は、これまで、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

招集ご通知

P2

株主総会参考書類
P7

添付書類

事業報告

P19

連結計算書類
P42

計算書類

P45

監査報告書

P48

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

社外

独立



いしかわ すみお
石川 純夫

●生年月日

1963年4月27日生

●所有する当社株式の数

0株

●略歴並びに当社における地位

1988年 10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1992年 3月 公認会計士登録
1998年 8月 同法人社員
2010年 7月 同法人シニアパートナー
2017年 7月 石川純夫公認会計士事務所所長(現)

- (注) 1. 石川純夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。石川純夫氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
3. 石川純夫氏が監査役に就任された場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

●補欠の社外監査役候補者とした理由

石川純夫氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏の豊富な経験・知見と専門知識を活かし、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営を監査していただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断したため、補欠の社外監査役候補者として選任いたしました。

なお、同氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

取締役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監督および重要な業務執行の意思決定を行えるようにするため、当社グループの経営に関する知識、経験を有し、かつ、取締役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内取締役候補者として指名する。

また、取締役会の経営監督機能を強化するため、複数名の社外取締役候補者を指名する。社外取締役候補者については、独立性を重視する点から、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、経営に対する助言を可能とする知見や法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監督することが期待される人物を、指名する。

取締役候補者の指名は、社長が原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定する。

監査役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監査・監視を適切に行えるようにするため、当社グループの経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね揃え、かつ、監査役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内監査役候補者として指名する。

当社は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とする。社外監査役候補者については、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監査・監視することが期待される人物を、指名する。

また、財務・会計に関する適切な知見を有する人物を1名以上候補者として指名する。

監査役候補者の指名は、社長が常勤監査役と協議して原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定する。

社外役員の独立性に関する基準

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）候補者本人および本人が帰属する企業・団体と当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）との間に、下記の独立性要件を設ける。当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者（注1）又は過去において当社グループの業務執行者であった者
注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
2. 当社の現在の主要な株主（注2）又はその業務執行者もしくは当社グループが現在主要な株主である会社の業務執行者
直近3年間に於いて、当社の現在の主要な株主又はその業務執行者であった者
注2：「主要な株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう。
3. 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
直近3年間に於いて、当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者
注3：「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先（その親会社および重要な子会社等を含む。）の連結売上高2%以上を占めている企業をいう。
4. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
注4：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で1,000万円又は当該団体の総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付等をいう。
5. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
6. 直近3年間に於いて、当社グループの会計監査人である監査法人の内当社グループの監査業務の主要な担当社員等（注5）であった者
注5：「監査業務の主要な担当社員等」とは、次の者をいう。
 - (1) 監査業務の業務執行責任者
 - (2) 監査業務に係る審査を行う者
 - (3) その他、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者
7. 上記6に該当しない公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門的サービスを提供する者であって、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合は、その団体に所属する者）
注6：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう。
8. 上記1から7までのいずれかに該当する者（但し、使用人については重要な使用人（注7）に限る）の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族又は生計を一にする者
注7：「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。
9. 本基準の改廃は、取締役会の決議による。

第4号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の報酬枠設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2017年3月23日開催の第110回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（2019年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額180百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名です。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

当社は、2017年12月末日で終了した事業年度から2021年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、現在の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、本信託への拠出上限175百万円に対し、140百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当社株式495,200株を取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度は5事業年度ごとに継続し、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に175百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり124,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は620,000株となります。

(5) 取締役に給付される当社株式等の数の上限および数の算定方法

取締役に、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、124,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（124,000株）の発行済株式総数（2020年12月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.2%です。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数の合計とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 当社株式等の給付

取締役が退任し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に

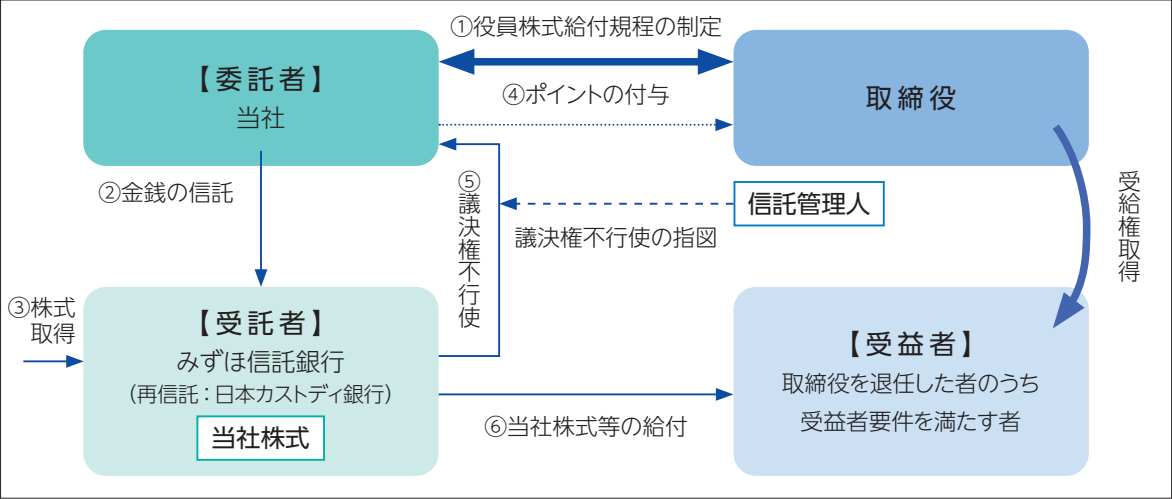
応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害がおよぶような不適切行為等があった場合は、指名・報酬委員会で協議し、取締役会にて決議の上、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「役員株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

〈ご参考：本制度の仕組み〉



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

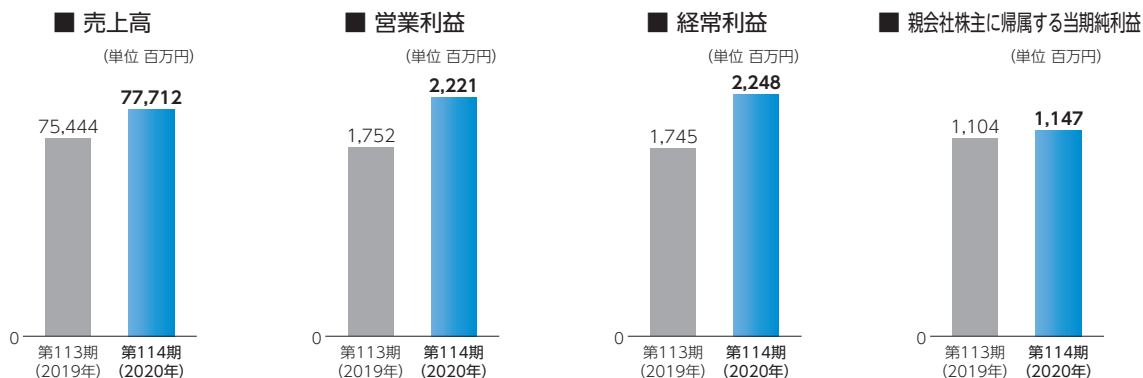
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による個人消費の大幅な冷え込み、世界的な社会・経済活動の停滞から急速に悪化いたしました。段階的な経済活動の再開により、一部回復の兆しが見られましたが、新規感染者数の増加に伴う飲食店などへの営業時間短縮要請などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るべく、中長期戦略「長期ビジョン100」で掲げた、重要課題である5本の柱を軸として、「中期経営計画2023」の目標達成に向けた取組みを引き続き進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、77,712百万円（前期比3.0%増）となりました。利益面では、事業再編やコロナ禍での活動自粛による販売費および一般管理費の減少により、営業利益は2,221百万円（前期比26.7%増）、経常利益は2,248百万円（前期比28.8%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は1,147百万円（前期比3.9%増）となりました。



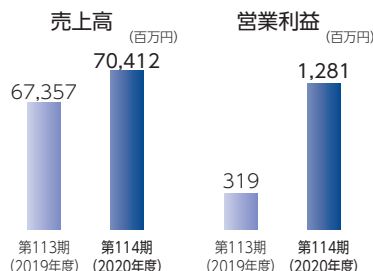
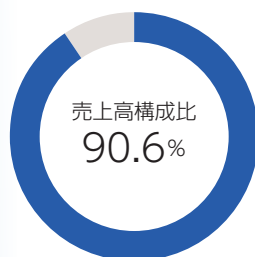
セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

セグメント別売上高

区 分	第113期 [前連結会計年度]	第114期 [当連結会計年度]	増減率
酒類事業	67,357 (百万円)	70,412 (百万円)	4.5%増
加工用澱粉事業	3,708	3,582	3.4%減
酵素医薬品事業	3,986	3,293	17.4%減
不動産事業	340	351	3.4%増
その他	51	72	41.7%増
合 計	75,444	77,712	3.0%増

酒 類 事 業

■ 売上高 70,412百万円（前期比4.5%増）



主要製品：焼酎、チューハイ、清酒、合成清酒、梅酒、加工用洋酒、ワイン、酒類原料用アルコール・工業用アルコール、調味料、食品（副産物）

酒類事業におきましては、国内の人口減少や少子高齢化、飲酒機会の減少により市場の伸張が期待しにくく、価格競争も激化しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、アルコール消毒液の需要が増大したほか、飲用シーン別では、飲食店向けの焼酎・清酒等が減少する一方、巣ごもり消費の拡大による家飲み需要の高まりにより、チューハイなどのRTD分野が拡大しております。このような環境の下、売上高は70,412百万円（前期比4.5%増）となり、利益面につきましては、1,281百万円の営業利益（前期比300.9%増）となりました。

和酒部門のうち焼酎につきましては、本格焼酎の「博多の華」シリーズ、甲類乙類混和焼酎の「すむぎ」「すごいも」シリーズが好調に推移し、売上高は増加いたしました。発売40周年を迎えた「博多の華」シリーズでは、「博多の華ブランド40周年大感謝祭」として販促キャンペーンを大々的に行い、日頃のご愛顧に感謝するとともに、新たなファン層の獲得に向け、SNSを活用した情報発信を行ってまいりました。その他、本格焼酎「博多の華 麦カップ12%」が、10年以上販売されている本格焼酎カテゴリーの商品の中で売上No.1であったとして、「日経POSセレクション2020 売上No.1ロングセラー」に選出されました。



博多の華 むぎ



すむぎ



博多の華
麦カップ12%



直球勝負
レモン



米だけの
す〜っと飲めて
やさしいお酒
純米吟醸酒



酎ハイ専科
レモンサワーの素



香薫



秋田杉GIN

チューハイなどのRTD分野につきましては、「NIPPON PREMIUM」シリーズや「直球勝負」シリーズ、PB商品が好調に推移し、売上高は増加いたしました。「NIPPON PREMIUM」シリーズにおきましては、期間限定商品「福岡県産あまおう」を発売した他、Instagram上で画像投稿キャンペーンを実施するなど、消費者との直接的なコミュニケーションを重視した販促キャンペーンを実施いたしました。また、2016年熊本地震の復興支援の一環として、熊本城の修復再建に向け、「NIPPON PREMIUM 熊本県産すいかのチューハイ」の売上の一部を熊本市に寄付する取組みを実施いたしました。

清酒につきましては、純米吟醸酒でありながらお手頃な価格を実現した「福徳長 米だけのす〜っと飲めてやさしいお酒 純米吟醸酒パック」が好調に推移いたしました。しかしながら、2020年10月の酒税法改正による酒税減税は追い風にはならず、新型コロナウイルス感染症拡大による業務用商品の需要減退や競争激化もあり、売上高は減少いたしました。

販売用アルコールにつきましては、2019年に増強工事が完了した清水工場のアルコール蒸留設備の稼働開始に伴い、販売活動を強化したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うアルコール消毒液の需要増大などにより、原料となる工業用アルコールの販売が大幅に伸張したことによって、売上が大きく増加いたしました。

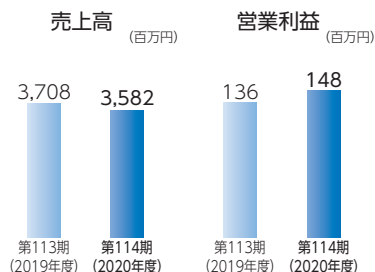
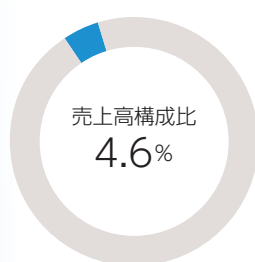
洋酒部門につきましては、家飲みが増え、家庭でも居酒屋のような本格的なチューハイを自由なアレンジで楽しみたいというニーズから、「酎ハイ専科 レモンサワーの素」や「ウイスキー 香薫」が伸張しましたが、一部不採算分野からの撤退に伴うワインの減少等により、売上高は減少いたしました。また、近年注目が集まっているクラフトジンでは、2020年6月に発売した「秋田杉GIN」が「秋田らしい」県産食品を選ぶ「あきた食のチャンピオンシップ2020」の菓子・飲料部門において銀賞を受賞するなど、地域の特色を活かした商品展開が評価されております。



加工用澱粉事業

■ 売上高 3,582百万円（前期比3.4%減）

主要製品：加工用澱粉



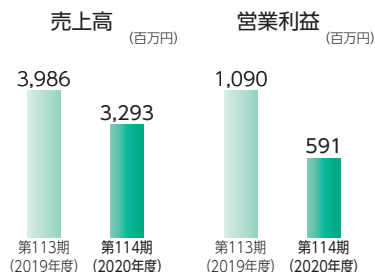
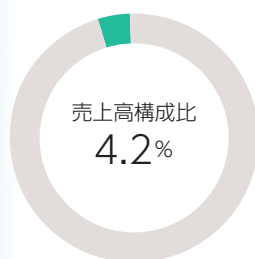
加工用澱粉事業につきましては、シリアル食品用やビール用が増加したものの、菓子食品用や副産物が減少したため、売上高は3,582百万円（前期比

3.4%減）となりました。しかしながら、原価の低減や販売費および一般管理費の減少もあり、営業利益は148百万円（前期比8.3%増）となりました。

酵素医薬品事業

■ 売上高 3,293百万円（前期比17.4%減）

主要製品：酵素、原薬、診断薬



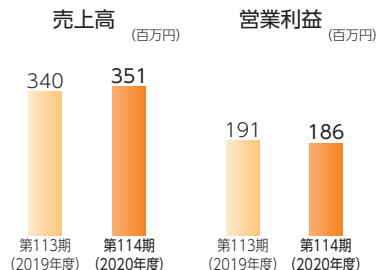
酵素医薬品事業につきましては、海外向け酵素の競争激化や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う健康診断減少による診断薬の減少、生産支援ビジネス

の受託件数減少により、売上高は3,293百万円（前期比17.4%減）となりました。営業利益は591百万円（前期比45.8%減）となりました。

不動産事業

■ 売上高 **351**百万円 (前期比3.4%増)

事業内容：不動産の売買、不動産の賃貸



銀座ビル跡地開発計画 (2020年12月現在)

不動産事業につきましては、売上高は351百万円 (前期比3.4%増)、営業利益は186百万円 (前期比2.7%減) となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の額の合計は1,671百万円で、主なものは次のとおりであります。

当社	吾妻橋倉庫	跡地開発計画	214 (百万円)
	銀座ビル	跡地開発計画	96
合同酒精株式会社	旭川工場	製品詰上ライン省人化工事	133
福德長酒類株式会社	久留米工場	ボイラー更新工事	186
オエノンプロダクトサポート株式会社	灘工場	ガス充填瓶詰上ライン設置工事	131

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の急拡大の影響に伴う個人消費を中心とした内需の悪化によって一時的な成長鈍化が年初に見込まれるものの、今春より順次開始されるワクチン接種と大型経済対策等を背景に、景気は緩やかに回復していくものと思われれます。

酒類業界におきましては、人口減少・少子高齢化による需要の縮小や消費者の嗜好の変化による需要の多様化によって、企業間での販売競争は激化の一途をたどり、厳しい経営環境が続くものと予想されます。また、コロナ禍によって変容した消費者行動は元に戻ることはなく、「新しい生活様式」が定着するものとみられ、コロナ終息後においても業務用市場は引き続き苦戦を強いられるものと見込まれます。

このような大きく変化する経営環境下において、当社グループは、「長期ビジョン100」で掲げた5本の柱（「焼酎事業に集中」「アルコール事業 販売の拡大」「生産改革」「酵素医薬品事業の新展開」「CRE戦略」）を軸として、2019年から2023年までの5ヵ年計画「中期経営計画2023」の目標達成に向けた取組みを進め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

「中期経営計画2023」では、売上高900億円、経常利益30億円、売上高経常利益率3.3%、1株当たりの配当金10円、ROE9%を定量目標としております。

<焼酎事業に集中>

甲類焼酎につきましては、コロナ禍による競合他社の減少を好機と捉え、全国レベルでの「ビッグマン」の認知度・配荷率のアップを目指してまいります。

甲類乙類混和焼酎のしそ焼酎「鍛高譚」につきましては、家庭用市場向けに手軽に購入できるパック商品を軸とした展開を進めてまいります。また、好調な「すこむぎ」「すこいも」シリーズにつきましては、どこでも買える身近な商品に育成し、混和焼酎No.1ブランドを目指してまいります。

乙類焼酎の「博多の華」につきましては、本格麦焼酎No.2の地位を揺るぎないものとし、売上高100億円規模のシリーズに育成してまいります。

更なる市場の拡大が予想されるチューハイの素につきましては、最重要品目の一つとして位置づけ、スリムパックを筆頭に加速度を上げて拡売に取り組んでまいります。

伸張を続けるRTDにつきましては、合同酒精とオエノンプログラクトサポートが、お互いの強みを活かし、弱みを補うことで、消費者の趣向の多様化に柔軟に対応し、グループ収益の拡大に繋げてまいります。

<アルコール事業 販売の拡大>

コロナ禍によって増大するアルコール需要に対して、安定的に供給できる体制を確立いたします。

また、ターゲット別の販売施策に基づき販売拡大を進め、「アルコール販売シェアNo.2」の地位を確固たるものにしてまいります。

<生産改革>

チューハイ生産体制の再編、アルコール生産体制の強化、純米吟醸酒の生産設備増強、グループ内での生産移管等、経営環境の変化に対応した生産改革を迅速に進めてまいります。

<酵素医薬品事業の新展開>

主力のラクターゼにつきましては、更なるコスト削減に努め、海外での価格競争力を強化いたします。また、ポストラクターゼとなる新商品の開発を早期に進めてまいります。

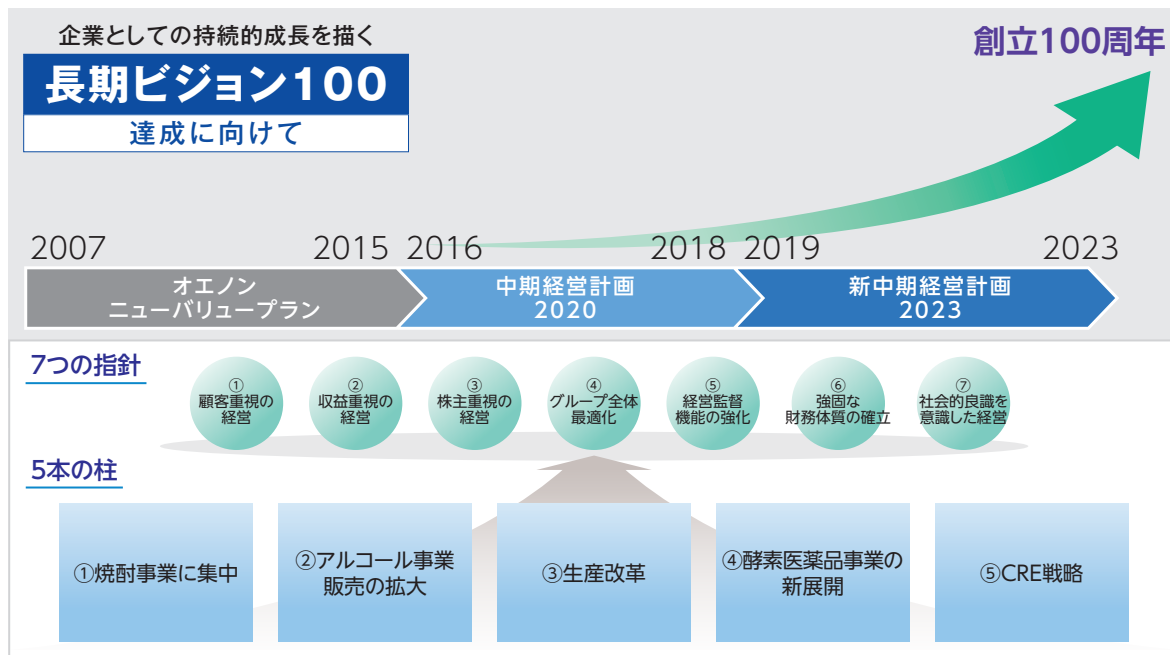
生産支援ビジネスにつきましては、前年の大きな低迷からのV字回復を必達の目標とし、既存受託品目の安定的な収益確保、新規受託品目の獲得に取り組んでまいります。

<CRE戦略>

不動産事業の大きな収益の柱となる「銀座ビル跡地開発計画」を着実に進めてまいります。また、その他グループ保有不動産の有効活用を積極的に進め、安定的な収益を確保し、グループ全体の収益を下支えする事業に育成してまいります。

当社グループは、グループ企業理念の下、「よき企業市民として誰のためにどう役立つのか」を常に考え、実践することが企業としての社会的責任と考えております。社会的責任を果たす上で、コンプライアンスの実践を最重要課題の一つと捉え、グループの活動のあらゆる場面においてコンプライアンスの徹底を図り、社会からの期待と要請に応えてまいります。また、女性活躍推進やLGBTへの配慮を含んだSDGsの達成に向けた取組みやESG経営の積極的な実践を通じて、株主の皆様を含めたステークホルダーから高い評価を得られるよう、新たな高みを目指してまいります。

当社グループは、グループ企業理念の下、「顧客志向」・「収益志向」を経営の基本に据え、「将来価値の共創」に資する取組みを通じて、グループの持続的成長および企業価値の最大化を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



定量目標

中計2023 定量目標	
売上高	900億円
経常利益	30億円
売上高経常利益率	3.3%
1株当たりの配当金	10円
ROE	9.0%

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第111期 (2017年度)	第112期 (2018年度)	第113期 (2019年度)	第114期[当期] (2020年度)
売上高	78,739(百万円)	77,151(百万円)	75,444(百万円)	77,712(百万円)
経常利益	1,906	1,605	1,745	2,248
親会社株主に帰属する当期純利益	1,263	469	1,104	1,147
1株当たり当期純利益	20(円)82(銭)	7(円)77(銭)	18(円)28(銭)	19(円)26(銭)
総資産	54,463(百万円)	53,251(百万円)	52,568(百万円)	51,724(百万円)
純資産	21,300	21,190	21,840	22,081

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第113期の期首から適用しており、第112期にかかる主要な経営指標等につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
合同酒精株式会社	2,000(百万円)	100.0(%)	酒類・食品・酵素・医薬品の製造販売
福德長酒類株式会社	518	100.0	酒類・食品の製造販売
株式会社オエノンアセットコーポレーション	400	(2.0) 100.0	不動産の売買、賃貸および管理
ゴーテック株式会社	96	100.0	倉庫業
オエノンプロダクトサポート株式会社	50	100.0	酒類・食品の受託製造
株式会社ワコー	10	100.0	酒類・食品の販売
秋田県醗酵工業株式会社	54	67.4	酒類・食品の製造販売
株式会社サニーメイズ	120	50.0	加工用澱粉の製造販売

(注) 出資比率の()内の数字は、間接所有比率であります。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

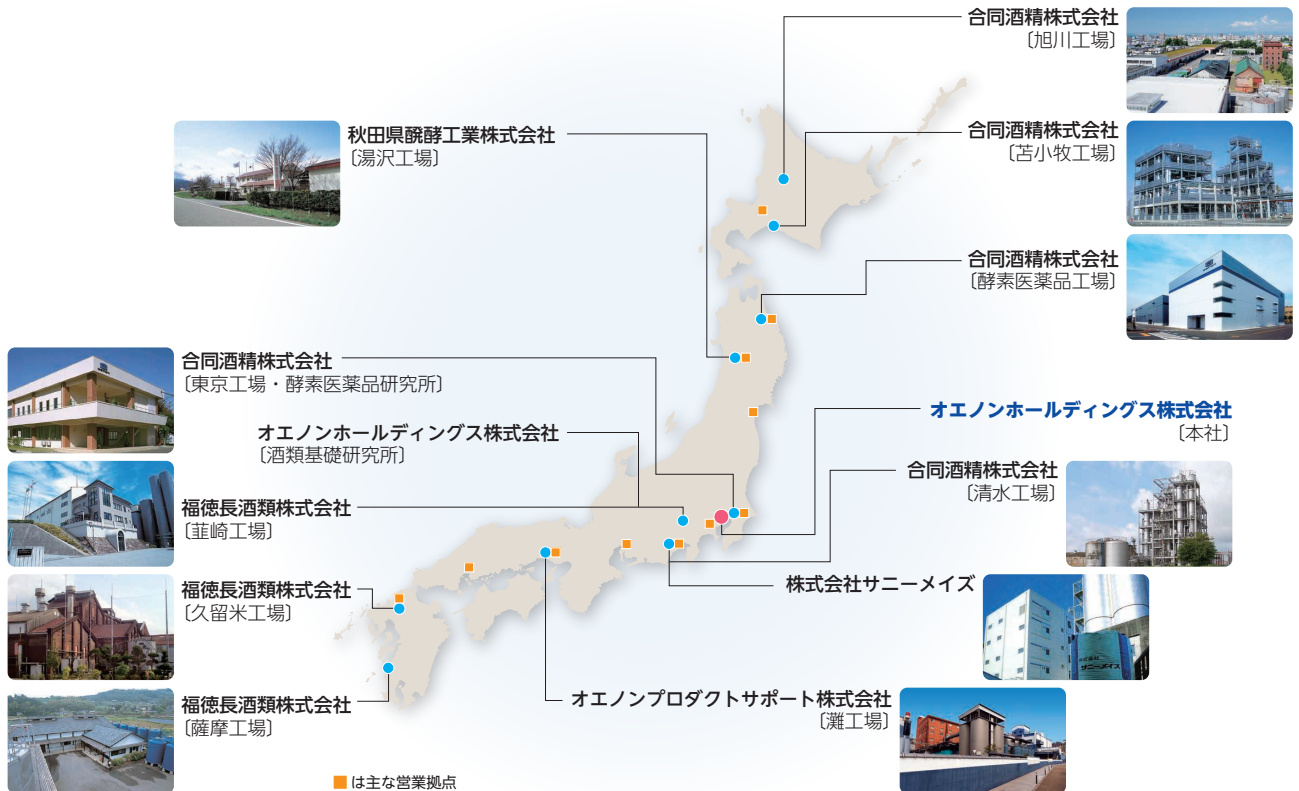
名 称	住 所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
合同酒精株式会社	千葉県松戸市上本郷字仲原250	16,846百万円	33,436百万円

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	東京都墨田区東駒形1-17-6
酒類基礎研究所	山梨県韮崎市穂坂町宮久保字夏狩5189-1

② グループネットワーク



(注) 福徳長酒類株式会社 薩摩工場は、2021年2月1日付で廃止しております。

(8) 従業員の状況

① 当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減 (△)
908(名)	2(名)

② 当社の従業員数

従業員数			前期末比増減 (△)	
男	性	34(名)	△	1(名)
女	性	10	△	1
合	計	44	△	2

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	800(百万円)
株式会社北洋銀行	375
株式会社三菱UFJ銀行	375
第一生命保険株式会社	250

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

59,925,042株

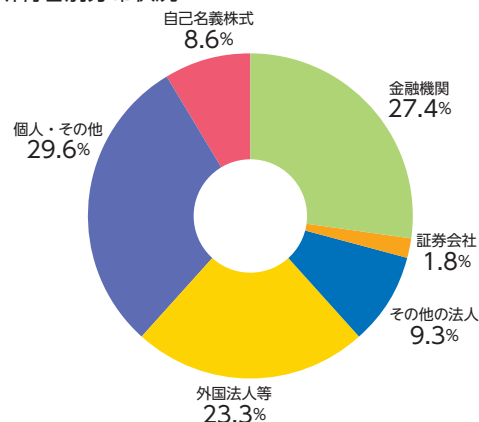
(自己株式5,661,154株を除く)

(3) 株主数

9,763名

(4) 大株主（上位10名）

所有者別分布状況



株 主 名	持株数	持株比率
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	9,053 (千株)	15.10 (%)
第一生命保険株式会社	3,061	5.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,684	4.47
株式会社みずほ銀行	2,443	4.07
オエノンホールディングス従業員持株会	2,225	3.71
株式会社南悠商社	1,884	3.14
株式会社北洋銀行	1,750	2.92
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	1,623	2.70
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,291	2.15
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA, CLIENT ACCOUNT	1,280	2.13

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式5,661,154株があります。なお、当該自己株式数には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」のために設定したみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：日本カストディ銀行株式会社（信託E口））が所有する当社株式491,300株は含まれておりません。

3. 2021年1月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、重田光時氏他共同保有者1名が2020年12月23日現在で11,736,400株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者 重田光時氏他共同保有者1名
保有株式等の数 11,736,400株
株券等保有割合 17.89%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年11月28日の取締役会において、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、資本効率の向上を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2019年11月29日から2020年4月30日までに、取得し得る株式の総数1,000千株（当社普通株式）、取得価格の総額500百万円で、自己株式を取得することを決議いたしました。取得の状況は、以下のとおりです。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	1,000,000株
株式の取得価格の総額	383,968,300円
取得期間	2019年11月29日から2020年4月30日
取得方法	東京証券取引所における市場買付け

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
(代表取締役) 取締役会長	長 井 幸 夫	グループ経営全般 合同酒精株式会社 取締役会長
(代表取締役) 取締役社長	西 永 裕 司	グループ経営全般 指名・報酬委員会委員長 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長 合同酒精株式会社 代表取締役社長 福德長酒類株式会社 取締役 秋田県醗酵工業株式会社 取締役 オエノンプロダクトサポート株式会社 取締役 株式会社サニーメイズ 取締役 株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長
取締役	菅 原 栄 司	合同酒精株式会社 専務取締役 オエノンプロダクトサポート株式会社 監査役 ゲーテック株式会社 取締役
取締役	尾 崎 行 正	指名・報酬委員会委員 株式会社サカタのタネ 社外取締役
取締役	齋 藤 忠 夫	指名・報酬委員会委員
常勤監査役	山 村 光太郎	合同酒精株式会社 常勤監査役 福德長酒類株式会社 常勤監査役
監査役	小 野 隆 良	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役 公益財団法人小田急財団 監事
監査役	藺 田 俊 和	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役 公益社団法人三州倶楽部 理事

- (注) 1. 取締役 尾崎行正および齋藤忠夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小野隆良および藺田俊和の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 山村光太郎氏は、当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小野隆良氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 藺田俊和氏は、税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 尾崎行正および齋藤忠夫の両氏並びに監査役 小野隆良および藺田俊和の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当該事業年度末日の翌日以降における取締役の地位および担当の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
西 永 裕 司	指名・報酬委員会委員長	指名・報酬委員会委員	2021年2月1日
尾 崎 行 正	指名・報酬委員会委員	指名・報酬委員会委員長	2021年2月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、優秀な人材の確保並びに当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に向けた動機付けとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、取締役の報酬水準は、同業他社や経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、イ.基本報酬、ロ.短期の業績連動報酬としての賞与、ハ.中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

取締役に対する退職慰労金制度は設けない。

イ. 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位・責任等に応じて決定する。

ロ. 短期の業績連動報酬としての賞与

役位・責任等や連結経常利益に応じて算出された額を、毎年の定時株主総会日に支給する。

ハ. 中長期の業績連動報酬としての株式報酬

当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭とし、役位・責任等や連結ROEおよび連結経常利益の実績水準に応じて決定する。

株式報酬の支給は、原則として役員の退任時とする。算出の基礎となるポイントに関しては、毎年の定時株主総会日現在における取締役に対して、前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日までの期間における職務執行の対価として、毎年の定時株主総会日に「1ポイント＝1株」相当のポイントを付与する。

基本報酬：賞与：株式報酬の支給割合は、当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値向上に向けた動機付けとして機能するよう、概ね4：1：1の割合となるように設計する。

また、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

(指名・報酬委員会)

当社は、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選任しております。

指名・報酬委員会は、委員3名以上で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員である社外取締役の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、主に次の事項を審議し、取締役会に答申しております。

- ・当社の株主総会に提出する取締役および監査役の選任および解任に関する議案の内容
- ・当社の代表取締役および役付取締役の選定および解職

- ・当社の取締役の報酬等に関する方針および制度
- ・当社の取締役の個別の報酬等の内容
- ・当社の株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

上記報酬等の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2017年3月23日開催の第110回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。

監査役の報酬等限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が規程に基づき作成した報酬案を、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	124	82	19	21	3
監査役 (社外監査役を除く)	6	6	—	—	1
社外取締役	27	27	—	—	2
社外監査役	13	13	—	—	2

- (注) 1. 当社は、短期の業績連動報酬として取締役に對して賞与を支給しております。
連結経常利益を賞与の額の算定の基礎とした業績指標とし、短期インセンティブの特徴を際立たせております。当連結会計年度の連結経常利益は2,248百万円となりました。
2. 当社は、中長期の業績連動報酬として株式報酬を支給しております。株式報酬の内容は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。当連結会計年度の連結ROEは5.8%、連結経常利益は2,248百万円となりました。
3. 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は記載しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役

氏 名	兼職する法人等	兼職の内容	関 係
尾 崎 行 正	株式会社サカタのタネ	社外取締役	当社と株式会社サカタのタネとの間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役

氏 名	兼職する法人等	兼職の内容	関 係
小 野 隆 良	公益財団法人小田急財団	監事	当社と公益財団法人小田急財団との間に重要な取引その他の関係はありません。
蘭 田 俊 和	公益社団法人三州倶楽部	理事	当社と公益社団法人三州倶楽部との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

社外取締役

氏 名	取締役会出席状況	指名・報酬委員会出席状況	活動状況と役割
尾 崎 行 正	15回中15回	1回中1回	議案審議等について、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。 また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
齋 藤 忠 夫	15回中11回	1回中1回	議案審議等について、主に酵素医薬品事業に関する幅広い見識と経験に基づき、当社の経営上有用な発言等を行っております。 また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

(注) 1. 取締役 尾崎行正氏は、2021年2月1日をもって、指名・報酬委員会の委員長に就任いたしました。

2. 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えています。

社外監査役

氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	活動状況
小 野 隆 良	15回中15回	16回中16回	議案審議等について、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
藺 田 俊 和	15回中15回	16回中16回	議案審議等について、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

社外監査役 2名 13百万円

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

45百万円

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

79百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任することといたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務が適正に実施されることを確保するための体制等を勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当社監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役および別途指名されたグループ会社の取締役その他の役職員で構成するCSR・コンプライアンス委員会を設置する。

CSR・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントや食品企業としての安全衛生環境確立等についての方針および対応策を策定し、当社グループの取締役および使用人がコンプライアンス等を確実に実践することを支援・指導する。

また、当社は、執行機能から独立した内部監査部門として監査室を設置する。監査室は、CSR・コンプライアンス委員会と連携のうえ、客観的視点をもって当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、監査結果をCSR・コンプライアンス委員会委員長および当社の監査役に報告する。

さらに、当社は、不正行為の撲滅のため、内部通報制度を設け、社内において様々な手段をもって認知度を高め、通報が容易にできる環境を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要文書取扱規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（電磁的媒体による記録を含む）の保存・管理に関する体制を確保する。これとともに、取締役および監査役が、保存・保管された情報を常時閲覧することができる体制を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務分掌規程、グループ会社管理規程に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、各責任部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るものとする。これとともに、CSR・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの状況について、定期的、不定期なレビューを行い、当社グループ全体の業務運営上および経営戦略上のリスクを統括して管理するものとする。

また、当社は、緊急事態発生時に、CSR・コンプライアンス委員会委員長がCSR・コンプライアンス委員会を招集し、損失の拡大を最小限に止める体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則、職務責任権限規程、業務分掌規程を定め、取締役および使用人との間での責任と権限の範囲を明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

当社は、取締役会の審議の活性化および監督機能の強化のため、社外取締役を選任する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会の開催等を通じて、当社とグループ会社間で経営情報を共有化する体制を構築する。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社グループの経営方針および中長期経営計画等必要な政策を立案する。また、当該政策に基づき、グループ会社の管理・支配を行い、当社グループにおける業務の適正な運営に努める。

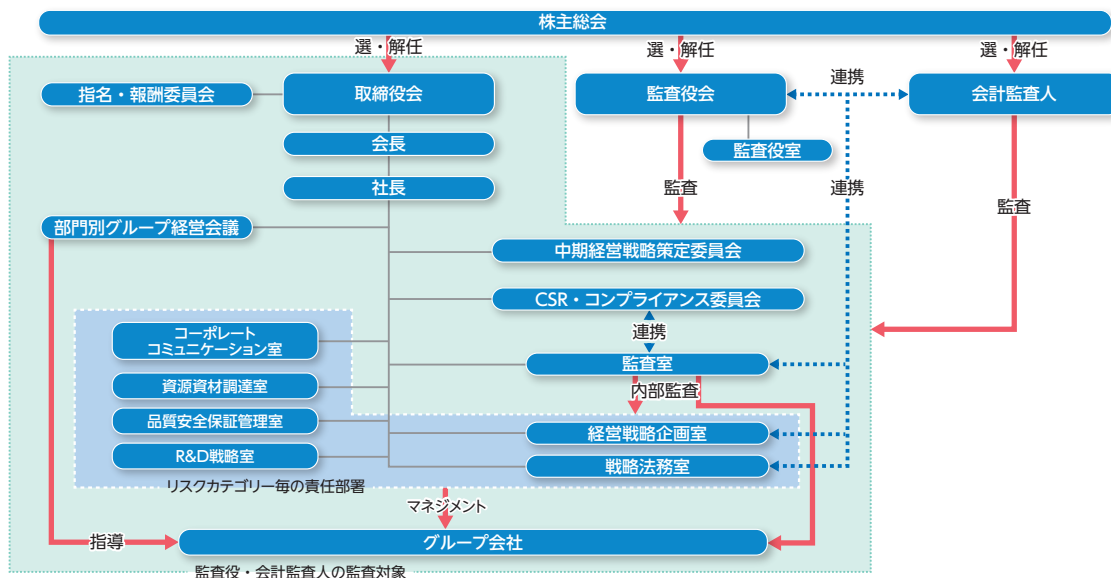
当社は、当社の監査役による監査に加え、監査室による内部監査を実施する。必要に応じて、グループ会社の取締役又は監査役に当社の取締役、監査役又は使用人を選任し、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項並びにその補助使用人の取締役からの独立性およびその補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の監査役から補助使用人を置くことを求められた場合、専属の補助使用人を配置する体制を整備する。

補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する決定につきましては、予め当社の監査役の同意を得るものとする。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



補助使用人は、当社の監査役の職務を補助するにあたって、当社の監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

⑦ **監査役に報告するための体制**

当社は、当社の監査役が、取締役会のほか、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会等重要会議へ出席をし、意見の表明を行うことができる体制を構築する。

これとともに、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人が、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実、内部通報制度に基づき通報された事実等を直ちに当社の監査役に報告をする体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、必要に応じて、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人に対して、報告を求めることができる体制を構築する。

これとともに、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社の監査役が、代表取締役・会計監査人との定期的および不定期の会合並びに監査室と連携を取り合うことによって、監査の実効性を確保する体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、反社会的勢力に対して、経営戦略企画室を統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、グループ全体として毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を整備する。

(当該体制の運用状況)

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。当社グループの主な取組みとしては、内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの財務、事業の内容および当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなど、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、そのような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大規模な買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 不適切な支配防止のための取組み

当社は、当社を取り巻く経営環境等の変化、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備の浸透状況などを鑑み、大規模買付ルール of の取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、2016年3月23日の第109回定時株主総会終結の時をもって、大規模買付ルールを継続しない（廃止する）こととさせていただきます。

なお、当社は、大規模買付ルール of の有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、当社は大規模買付ルール終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

◆ 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2020年12月31日現在)	前期(ご参考) (2019年12月31日現在)
資 産 の 部	51,724	52,568
流動資産	25,491	25,689
現金及び預金	915	1,197
受取手形及び売掛金	16,869	17,047
商品及び製品	5,903	5,860
仕掛品	151	178
原材料及び貯蔵品	1,452	1,187
前払費用	110	104
その他	120	119
貸倒引当金	△31	△6
固定資産	26,232	26,878
有形固定資産	23,290	23,631
建物及び構築物	6,716	7,047
機械装置及び運搬具	6,323	6,754
工具、器具及び備品	117	103
土地	9,673	9,673
リース資産	132	27
建設仮勘定	328	24
無形固定資産	248	406
のれん	9	73
ソフトウェア	125	150
その他	114	183
投資その他の資産	2,693	2,840
投資有価証券	1,331	1,630
長期前払費用	143	125
繰延税金資産	983	895
退職給付に係る資産	32	—
その他	206	194
貸倒引当金	△5	△5
資産合計	51,724	52,568

科 目	当期 (2020年12月31日現在)	前期(ご参考) (2019年12月31日現在)
負 債 の 部	29,643	30,727
流動負債	23,968	24,226
支払手形及び買掛金	4,696	4,868
電子記録債務	1,345	1,597
短期借入金	1,050	1,050
リース債務	73	16
未払金	4,357	5,000
未払費用	176	184
未払酒税	8,889	8,366
未払消費税等	1,729	677
未払法人税等	552	167
預り金	330	320
賞与引当金	58	58
役員賞与引当金	40	37
株主優待引当金	18	15
設備関係支払手形	304	94
設備関係電子記録債務	206	1,676
その他	139	94
固定負債	5,674	6,500
長期借入金	750	1,500
長期預り金	3,179	3,376
リース債務	69	10
繰延税金負債	146	182
役員株式給付引当金	76	54
退職給付に係る負債	1,258	1,179
資産除去債務	113	113
その他	80	83
純 資 産 の 部	22,081	21,840
株主資本	19,652	19,234
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,599	5,598
利益剰余金	8,683	7,961
自己株式	△1,577	△1,271
その他の包括利益累計額	341	546
その他有価証券評価差額金	275	428
繰延ヘッジ損益	△29	4
退職給付に係る調整累計額	95	114
非支配株主持分	2,086	2,058
負債及び純資産合計	51,724	52,568

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	前期（ご参考）
	(2020年1月1日から2020年12月31日まで)	(2019年1月1日から2019年12月31日まで)
売上高	77,712	75,444
売上原価	63,689	61,369
売上総利益	14,023	14,074
販売費及び一般管理費	11,802	12,321
営業利益	2,221	1,752
営業外収益	154	156
受取利息	0	0
受取配当金	33	32
受取賃貸料	74	76
雑収入	46	46
営業外費用	127	163
支払利息	60	64
操業休止等経費	25	26
減価償却費	15	8
為替差損	—	25
雑損失	25	37
経常利益	2,248	1,745
特別利益	14	15
固定資産売却益	0	7
保険差益	0	3
国庫補助金等受贈益	12	—
その他	0	4
特別損失	462	195
固定資産除売却損	310	52
投資有価証券評価損	86	—
減損損失	—	65
事業再編損失	62	71
その他	4	5
税金等調整前当期純利益	1,799	1,566
法人税、住民税及び事業税	639	389
法人税等調整額	△32	2
当期純利益	1,192	1,174
非支配株主に帰属する当期純利益	45	70
親会社株主に帰属する当期純利益	1,147	1,104

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,946	5,598	7,961	△1,271	19,234
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△425	—	△425
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,147	—	1,147
自己株式の取得	—	—	—	△306	△306
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	1	—	—	1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	1	722	△306	417
当期末残高	6,946	5,599	8,683	△1,577	19,652

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	428	4	114	546	2,058	21,840
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△425
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	1,147
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△306
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△152	△33	△19	△205	28	△176
連結会計年度中の変動額合計	△152	△33	△19	△205	28	240
当期末残高	275	△29	95	341	2,086	22,081

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2020年12月31日現在)	前期（ご参考） (2019年12月31日現在)
資 産 の 部	33,436	33,207
流動資産	3,058	2,772
現金及び預金	120	145
売掛金	220	219
貯蔵品	1	1
前払費用	12	9
関係会社短期貸付金	2,100	2,130
未収入金	492	183
立替金	91	54
その他	18	28
固定資産	30,378	30,434
有形固定資産	5,019	4,702
建物	1,081	1,152
構築物	384	412
機械及び装置	166	167
工具、器具及び備品	24	26
土地	2,932	2,932
リース資産	107	—
建設仮勘定	323	11
無形固定資産	157	228
ソフトウェア	124	149
その他	33	79
投資その他の資産	25,201	25,503
投資有価証券	971	1,232
関係会社株式	23,781	23,779
関係会社長期貸付金	1,510	1,660
長期前払費用	58	39
その他	104	80
貸倒引当金	△1,224	△1,288
資産合計	33,436	33,207

科 目	当期 (2020年12月31日現在)	前期（ご参考） (2019年12月31日現在)
負 債 の 部	17,269	16,902
流動負債	13,592	11,583
支払手形	1	9
電子記録債務	21	30
短期借入金	12,480	11,040
リース債務	61	—
未払金	517	359
未払費用	44	54
未払消費税等	61	—
未払法人税等	341	25
役員賞与引当金	20	17
株主優待引当金	18	15
設備関係支払手形	5	—
設備関係電子記録債務	5	—
その他	13	29
固定負債	3,676	5,318
長期借入金	3,300	4,890
長期預り金	176	252
リース債務	55	—
長期未払金	56	56
繰延税金負債	12	65
役員株式給付引当金	76	54
純 資 産 の 部	16,167	16,305
株主資本	15,978	15,992
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,576	5,576
資本準備金	5,549	5,549
その他資本剰余金	27	27
利益剰余金	5,033	4,741
利益準備金	756	756
その他利益剰余金	4,276	3,984
繰越利益剰余金	4,276	3,984
自己株式	△1,577	△1,271
評価・換算差額等	189	312
その他有価証券評価差額金	189	312
負債及び純資産合計	33,436	33,207

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	前期（ご参考）
	(2020年1月1日から2020年12月31日まで)	(2019年1月1日から2019年12月31日まで)
売上高	2,476	2,547
売上原価	223	222
売上総利益	2,253	2,324
販売費及び一般管理費	1,168	1,418
営業利益	1,084	905
営業外収益	66	107
受取利息	30	61
受取配当金	24	31
雑収入	11	14
営業外費用	127	158
支払利息	82	104
操業休止等経費	20	21
減価償却費	15	8
雑損失	8	23
経常利益	1,024	853
特別利益	—	286
保険差益	—	1
関係会社貸倒引当金戻入額	—	285
特別損失	307	19
固定資産除売却損	217	18
投資有価証券評価損	86	—
その他	4	1
税引前当期純利益	717	1,120
法人税、住民税及び事業税	△1	119
法人税等調整額	1	21
当期純利益	716	979

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	6,946	5,549	27	5,576	756	3,984	4,741
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△425	△425
当期純利益	—	—	—	—	—	716	716
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	291	291
当期末残高	6,946	5,549	27	5,576	756	4,276	5,033

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,271	15,992	312	312	16,305
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△425	—	—	△425
当期純利益	—	716	—	—	716
自己株式の取得	△306	△306	—	—	△306
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	△123	△123	△123
事業年度中の変動額合計	△306	△14	△123	△123	△137
当期末残高	△1,577	15,978	189	189	16,167

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年2月25日

オエノンホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 村 哲 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 宮 正 俊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オエノンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年2月25日

オエノンホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 村 哲 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 宮 正 俊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 令和3年2月25日

オエノンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	山	村	光太郎	㊞
監査役（社外監査役）	小	野	隆良	㊞
監査役（社外監査役）	藺	田	俊和	㊞

メ モ

メ モ

株主総会会場 ご案内図

開催日時

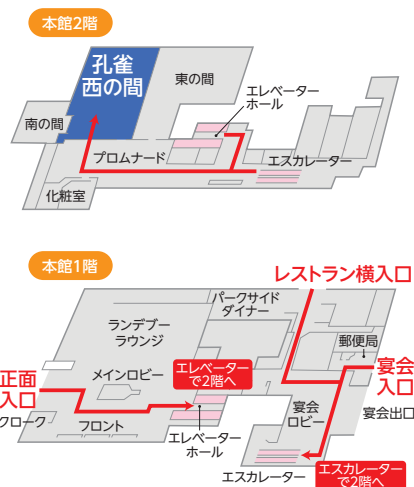
2021年3月23日(火曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時)

会場

帝国ホテル東京 本館2階
「孔雀西の間」

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
電話番号 03-3504-1111 (代表)

フロアマップ



最寄駅から会場までのご案内

QRコードを読み取っていただくことでGoogleMapが起動します。▶



- 「JR有楽町駅」より徒歩5分
- 「JR新橋駅」、東京メトロ銀座線「新橋駅」より徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線、千代田線、都営地下鉄三田線「日比谷駅」より徒歩3分
- 東京メトロ日比谷線、丸ノ内線、銀座線「銀座駅」より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」より徒歩3分

